

平成28年3月30日
総務省中部管区行政評価局

地域住民の交通手段の利便性及び安全確保対策に関する 行政評価・監視（調査結果に基づく改善意見の通知）

総務省中部管区行政評価局（局長：前川正文）及び岐阜行政評価事務所（所長：星川公司）は、平成27年8月から28年3月まで、地域住民の交通手段の利便性及び安全確保対策に関する行政評価・監視を実施しました。

その調査結果に基づき、中部管区行政評価局は、3月30日、中部運輸局に対して改善意見を通知しましたので、調査結果及び改善意見の概要をお知らせします。

（注）この調査は、中部管区行政評価局及び岐阜行政評価事務所のほかに、富山行政評価事務所及び石川行政評価事務所でも実施しました。富山・石川事務所の調査結果の概要については、それぞれの事務所のホームページを御覧ください。

※富山行政評価事務所 <http://www.soumu.go.jp/kanku/chubu/toyama.html>

石川行政評価事務所 <http://www.soumu.go.jp/kanku/chubu/ishikawa.html>

〔本件照会先〕

総務省中部管区行政評価局

第二部第2評価監視官 筑後 誠

電話：052-972-7447（直）

○ 地域住民の交通手段の利便性及び安全確保対策に関する行政評価・監視の概要

背景事情

- マイカーの普及や過疎化に伴う利用者の減少により、民間事業者が主体に行う路線バス等の廃止、運行回数の減少等が進み、自ら移動手段を持たない高齢者、障害者、通学者等の日常的な交通手段の確保が困難な地域が発生
- 上記のような地域を有する市町村では、路線バス等を補完・代替する交通手段として、事業用自動車又は自家用自動車を利用したコミュニティバス等の運行や、自家用自動車を利用した有償運送等を導入



調査の視点

- 住民の利便性の確保のための取組は行われているか。
- 旅客運送の安全は確保されているか。



調査の概要

中部管区行政評価局及び岐阜行政評価事務所は、次の事項を調査

【項目】

- 1 地域住民の交通手段の利便性確保対策の実施状況
- 2 地域住民の交通手段の安全確保対策の実施状況

[対象機関] 中部運輸局、愛知運輸支局、岐阜運輸支局、愛知県、岐阜県、愛知県豊橋市・津島市・豊田市・犬山市・高浜市・豊明市・北名古屋市、岐阜県瑞穂市・飛騨市・揖斐川町・富加町、NPO法人(特定非営利活動法人)(4)、社会福祉法人(1)、旅客自動車運送事業者(6)、その他団体(2)

[実施期間] 平成27年8月～28年3月

1 地域住民の交通手段の利便性確保対策の実施状況

○ 地域住民の生活に必要な交通手段を確保するための仕組みの適切な運用

制度の概要

【報告書P2～6】

市町村においては、民間バス路線の存続のための支援や、バス路線の廃止代替等のためのコミュニティバスの運行などのほか、道路運送法に基づく交通会議を活用し、地域公共交通の維持の取組を実施。道路運送法等上の手続の弾力化・簡素化の特例を受けるためには交通会議での合意が必要

また、バス、タクシー事業によっては十分な輸送サービスが提供されず、地域の交通や移動制約者の輸送が確保されていない場合においては、公共の福祉を確保する観点から、市町村バスやNPO法人等によるボランティア有償運送が認められるが、運営協議会での合意と自家用有償旅客運送の登録が必要

【交通会議】

- 交通会議は、コミュニティバス等の運行の必要性、運賃等に関し協議
- 国土交通省が作成した**交通会議ガイドライン**では、**会議は原則公開**とされ、主宰市町村は、会議の設置要綱において、会議の公開及び議事概要の公表を規定
- 開催頻度に定めはないが、**中部運輸局**では、地域住民の生活に必要な旅客運送確保を図る趣旨から、**会議は少なくとも年1回程度の開催が適当と認識**

【運営協議会】

- 運営協議会は、自家用自動車を利用した有償運送の必要性、運賃、旅客の範囲等に関し協議
- 国土交通省が作成した**運営協議会ガイドライン及び平成23年通達**では、**会議は原則公開**とされ、主宰市町村は、会議の設置要綱において、会議の公開及び議事録の公表を規定

主な調査結果

【報告書P2～7】

【交通会議】

- ① **平成26年度中に交通会議を未開催**（愛知県42市町村中4市、岐阜県36市町村中6市町）
- ② **会議の公開及び議事概要の公表を未実施**（岐阜県揖斐川町）

【運営協議会】

- ① **会議の公開及び議事録の公表を未実施**（愛知県豊橋市及び岐阜県飛騨市）。
会議を公開しているが、議事録を未公表（愛知県犬山市（注1）及び岐阜県瑞穂市）
（注1）犬山市は平成22年の協議会設立時に会議を開催（その後は開催していない。）
- ② **氏名及び住所が記載された事業者が提出する旅客名簿を入手しておらず、その適否（注2）を未確認**（岐阜県飛騨市）
（注2）運営協議会においては事業者が提出する旅客名簿に基づき旅客の範囲の適否を確認することとされている。

所見

【報告書P7】

中部運輸局は、交通会議及び運営協議会の運営に関して、次の措置を講ずること

- ① **未開催年度がある市町村の交通会議について、地域の公共交通の現状把握や課題検討のほか、輸送の安全確保措置の定期的な周知のため、少なくとも年1回程度は開催するよう、当該市町村に助言**
- ② **交通会議を公開していない市町村に対し、その実態を把握した上で、交通会議ガイドラインに沿って公開するよう助言**
- ③ **運営協議会の公開及び議事録の公表をしていない市町村に対し、その実態を把握した上で、運営協議会ガイドライン及び平成23年通達に沿って公開・公表するよう助言**
- ④ **運営協議会において、福祉有償運送の旅客の範囲について、確認が行われていない場合、当該協議会を主宰する市町村に対し、確認するよう助言**

2 地域住民の交通手段の安全確保対策の実施状況

○ 自家用有償旅客運送者に対する安全確保措置の徹底

制度の概要

【報告書P57～60】

- 旅客自動車運送事業者（以下「事業者」という。）及び自家用有償旅客運送者（以下「運送者」という。）には、道路運送法施行規則等関係法令に基づき、**安全確保措置の遵守が義務付け**

【安全確保措置の例】

- ・ 運転者に対して、疾病、疲労、飲酒等の理由で安全な運転をすることができないおそれの有無を確認し、その記録を運転者ごとに1年間保存
- ・ 運転免許証の番号・有効期限・運転免許の条件、運転者の健康状態等を記載した運転者台帳を作成し、事務所に備え置き
- ・ 運行の開始前及び一定期間ごとに車両の点検を実施
- ・ 毎年、管轄の運輸支局に、輸送実績・交通事故件数等を記載した輸送実績報告書を提出

- 中部運輸局では、事業者を対象に導入している**運輸安全マネジメント制度**（注）を運送者に対しても活用すべく普及啓発を実施

（注）運輸安全マネジメント制度とは、事業者において、安全に関する計画の作成、実行、チェック及び改善（PDC A）のサイクルにより、輸送の安全の確保・向上に継続的に取り組むための仕組みである。

主な調査結果

【報告書P 57～60】

- 6事業者及び6運送者における平成24年度～26年度における安全確保措置の遵守状況を調査したところ、6運送者の全てで違反事例あり

運送者の安全確保措置の遵守状況

運送者	安全な運送のための確認	運転者台帳の作成	運転者証の作成・掲示	自家用有償旅客運送自動車に関する表示	登録証の備え置き	日常点検整備の実施	定期点検整備の実施	健康診断の実施	自動車事故の速報の実施	輸送実績報告書の提出	×の計
a 団体	×	×	○	×	○	×	○	○	○	×	5
b 団体	×	×	○	○	○	○	○	○	×	○	3
c 団体	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	1
d 団体	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	1
e 団体	○	×	×	×	×	○	×	×	○	○	6
f 団体	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	1
×の計	2	5	1	2	1	1	2	1	1	1	—

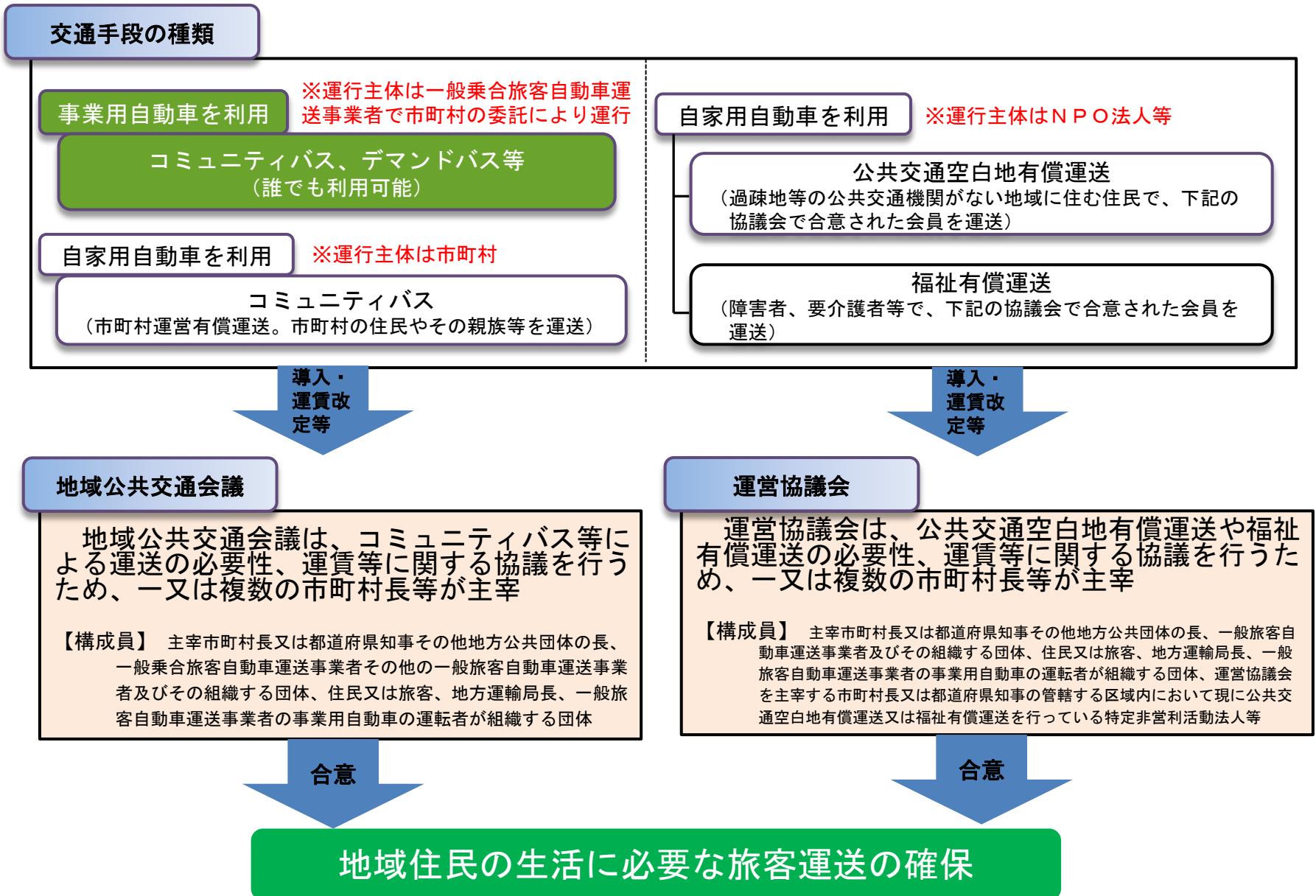
- 調査対象6運送者の全てで、**運輸安全マネジメント制度の存在を承知しておらず**

所見

【報告書P60】

中部運輸局は、運送者に対し、自家用有償旅客運送制度に係る法令等の規定について改めて周知するとともに、輸送の安全確保措置を適切に行っていない運送者に対し、関係法令等の規定を遵守するなどの指導を行うこと
また、運送者に対し、輸送の安全性向上を図る観点から、運輸安全マネジメント制度の活用について、なお一層、周知を図ること

(参考1) 地域住民の生活に必要な交通手段を確保するための仕組み



(参考2) 輸送の安全確保措置の概要

主な安全確保措置	説明	旅客自動車 運送事業者	自家用有償 旅客運送者
点呼の実施 (旅客自動車運送事業運輸規則第24条)	運転者に対して、酒気帯びの有無、疾病、疲労その他の理由により安全な運転をすることができないおそれの有無等を確認し、その記録を運転者ごとに1年間保存	○	—
安全な運転のための確認 (道路運送法施行規則第51条の18)	運転者に対して、疾病、疲労、飲酒等の理由で安全な運転をすることができないおそれの有無を確認し、その記録を運転者ごとに1年間保存	—	○
乗務員台帳の作成・備え置き (旅客自動車運送事業運輸規則第37条)	運転免許証の番号・有効期限・運転免許の条件、運転者の健康状態等を記載した乗務員台帳を作成し、営業所に備え置き	○	—
運転者台帳の作成・備え置き (道路運送法施行規則第51条の19)	運転免許証の番号・有効期限・運転免許の条件、運転者の健康状態等を記載した運転者台帳を作成し、事務所に備え置き	—	○
乗務員証の作成・携行等 (一般乗用は旅客自動車運送事業運輸規則第37条第3項、一般乗合は同規則第42条)	一般乗用旅客自動車運送事業者は、当該事業者の名称、運転者の氏名、作成番号・作成年月日、運転免許証の有効期限等を記載し、かつ運転者の写真を貼り付けた乗務員証を作成し、運転者が携行（一般乗合旅客自動車運送事業者は、事業用自動車内に、当該事業者の名称、運転者の氏名、自動車登録番号等を掲示）	○	—
運転者証の作成・掲示 (道路運送法施行規則第51条の19第3項)	運送者の名称、運転者の氏名、作成番号・作成年月日、運転免許証の有効期限等を記載し、かつ運転者の写真を貼り付けた運転者証を作成し、車内に掲示	—	○
自家用有償旅客運送自動車に関する表示 (道路運送法施行規則第51条の23)	自家用有償旅客運送自動車の両側面に、運送者の名称、「有償運送車両」の文字及び登録番号を記載した標章を表示	—	○
登録証の備え置き (道路運送法施行規則第51条の23第3項)	登録年月日、登録番号等を記載した登録証の写しを自家用有償旅客運送自動車に備え置き	—	○
日常点検整備の実施 (道路運送車両法第47条の2)	1日1回、運行開始前に、灯火装置の点灯、制動装置の作動等の点検を実施	○	○
定期点検整備の実施 (道路運送車両法第48条)	自動車運送事業用の自動車は3か月ごとに、自家用有償旅客運送用の自動車で定員11人以上の自動車は3か月ごとに、定員10人以下の自動車は1年ごとに、車いす自動車・患者輸送車等の特種自動車は6か月ごとに、かじ取り装置、制動装置、緩衝装置等の点検を実施	○	○
健康診断の実施 (労働安全衛生規則第44条、第45条)	常時雇用する労働者に対し、1年以内ごとに1回（深夜業を含む業務に常時従事する労働者に対しては、6か月以内ごとに1回）、定期健康診断を実施	○	○
自動車事故の速報の実施 (自動車事故報告規則第4条)	自動車が転覆した事故、死者又は重傷者が生じた事故等の自動車事故等があったときは、電話、ファクシミリ等により24時間以内においてできるだけ速やかに、その事故の概要を運輸支局長等に速報	○	○
輸送実績報告書の提出 (旅客自動車運送事業等報告規則第2条、第2条の2)	毎年5月31日までに、輸送実績、事故件数等を記載した輸送実績報告書を運輸支局長等に提出	○	○

(注) 「○」印は、安全確保措置の対象、「—」は当該措置の対象外を示す。

(参考3) 中部運輸局管内における旅客自動車運送事業者等の数及び重大事故の発生件数

1 中部運輸局管内の旅客自動車運送事業者等の状況

(単位：事業者、運行主体、運送者)

区分	愛知県内			岐阜県内			その他(静岡・三重・福井)県内			中部運輸局管内計		
	平成 23年度	24年度	25年度	23年度	24年度	25年度	23年度	24年度	25年度	23年度	24年度	25年度
乗合バス	38	38	45	25	29	29	97	103	108	160	170	182
一般貸切バス	128	118	120	78	79	68	224	222	207	430	419	395
特定旅客バス	6	5	4	4	4	4	6	7	7	16	16	15
ハイヤー・タクシー(注)	1,088	1,043	1,007	205	196	189	673	657	642	1,969	1,899	1,842
コミュニティバス	49	48	49	38	38	38	78	77	77	165	163	164
福祉有償運送	95	94	91	34	35	35	141	139	133	270	268	259

(注) 愛知・岐阜両県に営業区域を有する事業者が平成23・24年度は3事業者、25年度は4事業者あるため、当該事業者については、主たる事務所が所在する県(愛知・岐阜両県のいずれか)に県内事業者として計上し、計上しなかったもう一方の県における事業実績を反映させるため、当該もう一方の県における県内事業者数を「中部運輸局管内計」に追加計上している。

2 中部運輸局管内の旅客自動車運送事業者等の重大事故の発生件数

(単位：件)

区分	愛知県内			岐阜県内			その他(静岡・三重・福井)県内			中部運輸局管内計		
	平成 23年度	24年度	25年度	23年度	24年度	25年度	23年度	24年度	25年度	23年度	24年度	25年度
乗合バス	139	156	232	14	21	9	40	48	60	193	225	301
一般貸切バス	15	15	25	6	6	6	19	18	10	40	39	41
特定旅客バス	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ハイヤー・タクシー	25	20	15	7	7	5	18	15	11	50	42	31

(注) 1 重大事故とは、自動車事故報告規則第2条で規定される、自動車が転覆した事故や死者又は重傷者が生じた事故等をいう。

2 コミュニティバス及び福祉有償運送における重大事故の発生件数は、車両の乗車定員により「乗合バス」及び「ハイヤー・タクシー」に含まれている。